

平成27年第2回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年5月28日(木)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成27年5月28日(木) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	平成27年5月28日(木) 午前11時40分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	菊 地 敏	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	吉 田 謙 司	○
	7	湯 澤 敏 孝	○
	8	鎌 田 英 樹	●
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	5番 山本俊栄 6番 吉田謙司	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局次長	橋田 仁 司	
	総務係長	井上 剛	
	総務係主事	佐藤 健 人	

平成27年度第2回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第2回天塩町農業委員会
総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、
5番 山本 俊栄君、6番 吉田 謙司君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間と
したいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

(満保委員が入室)

議 長

それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定に
ついて」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第
18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申しあ
げます。

まず、所有権移転の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご
覧ください。

今回は、所有権移転の案件として新規が2件ございます。

はじめに、整理番号2-1についてであります。氏から に
所有権移転をするものです。

位置につきましては、4ページから6ページをご覧ください。

なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号2-2についてであります。氏から に所有
権移転をするものです。

位置につきましては、7ページをご覧ください。なお、条件面は、ご覧の総括
表のとおりとなっております。

次に、利用権設定の案件につきまして総括表に基づきご説明申し上げます。8ペ
ージをご覧ください。

整理番号3-1についてであります。新規案件となっており、 から
に利用権の設定をするものです。位置につきましては、10ペー

ジをご覧ください。なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

整理番号 3-2 から 3-6 までは期限到来による更新の案件となっております。

3-2 についてであります、
氏から 氏に利用権の設定をする
ものです。位置につきましては、11 ページをご覧ください。なお、条件面は、
ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 3-3 についてであります、
氏から 氏に利用権
の設定をするものです。位置につきましては、12 ページをご覧ください。なお、
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 3-4 についてであります、
氏から 氏に利用権
の設定をするものです。位置につきましては、13 ページをご覧ください。なお、
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 3-5 についてであります、
氏から 氏に利用権
の設定をするものです。位置につきましては、14 ページをご覧ください。なお、
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 3-6 についてであります、
氏から 氏に利用権
の設定をするものです。位置につきましては、15 ページをご覧ください。なお、
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

16 ページをご覧ください。川口地区になっております。整理番号 3-7 につい
て新規の案件ですが、
から 氏に利用権の設定をするもので
す。位置につきましては、17 ページをご覧ください。なお、条件面は、ご覧の
総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お
願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 2-1、2-2 の所有権移転及び、
整理番号 3-1 から 3-7 の利用権設定について質疑を行います。

全 員

質疑無し

議 長

質疑なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議無し

議 長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条現地復元状況調査について」を議題としま
す。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条現地復元状況調査につ
いて」ご説明申しあげます。19 ページをご覧ください。昨年の 10 月から 12 月
に工事完了報告のあった 4 件につきまして、ご説明いたします。

はじめに、20 ページの案件ですが、
より平成 26 年 12 月 3
日に完了報告のあったものです。土地所有者は 氏となっております、完成

事務局

写真及び同意書 22 ページ、23 ページに添付おります。

次に、24 ページの案件ですが、より平成 26 年 12 月 3 日に完了報告のあったものです。土地所有者は 氏となっており、完成写真及び同意書は 26 ページ、27 ページに添付しております。

次に、28 ページの案件ですが、より平成 26 年 12 月 16 日に完了報告のあったものです。土地所有者は 氏となっており、完成写真及び同意書は 30 ページ、31 ページに添付しております。

次に、32 ページの案件ですが、より平成 26 年 10 月 27 日に完了報告のあったものです。土地所有者は 氏となっており、完成写真及び同意書は 34 ページ、35 ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局から説明のありました農地法第 5 条の転用による 4 件の完了報告書の箇所については、現地確認する必要があると考えます。

議 長

これより現地確認を実施することでご異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。これより、現地確認を行います。

【現地確認を実施】

議 長

農地法第 5 条転用について、完了届が提出された 4 ヶ所の現地確認を実施いたしました。

議 長

これより本件に対する質疑を行います。

菊地委員

現地見ましたけども、ところどころ水溜りなど気になる部分がありまして、複元の内容については、今までよりはだいぶ良くなっているので、そういう旨を、通知するといいいのではないか。

事務局

わかりました。

議 長

ほかにありませんか。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りします。本件の完了報告書については、承認することにご異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

議 長

次に、議案第 3 号「天塩町農地適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 3 号「天塩町農地移動適正化あっせん基準の改正について」ご説明申し上げます。

議案書の 36 ページ議案第 3 号をご覧ください。

天塩町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準案でございます。

提案理由は、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」の一部改正によりまして、天塩町農地移動適正化あっせん基準を改めるために提案するものであります。

37 ページの天塩町農地移動適正化あっせん基準の新旧対照表をご覧ください。初めに 2 番の (1) のアになります。改正前は農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化法人という文面でありましたけれども、その文面を、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構に改めるものです。同じくアの下段の農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号) 第 1 条の 4 第 1 項第 4 号の 2 を、第 6 条第 2 項第 3 号に改めるものです。これは農地法施行令の改正に基づく条項の修正になります。

次に (2) アになります。今の文面の後に新たに追加するものであります。及び地域の中心となる経営体（農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。）と追加するものであります。

イにつきましては農地保有合理化法人という文面を、農地中間管理機構に改めるものであります。

次に第 4 をご覧ください。北海道知事（支庁長）を北海道知事（振興局長）に改めるものです。平成 22 年 4 月 1 日より支庁が総合振興局及び振興局に改組されたことに伴う改正ですが、前回のあっせん基準が平成 21 年 7 月 13 日の改正であったため、今回の改正で修正するものです。

次に、「天塩町農地移動適正化あっせん基準細則」新旧対照表をご覧ください。2 の(2)になります。今の文面の後に新たに追加するものであります。なお、農業委員会は、農用地等の所有者から農地等の貸付についてあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてのあっせんの申出があった場合、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業）の活用を促すこととし、申出者が農業委員会のあっせんを希望した場合においてあっせんを行うこととする。と言う文面を追加するものです。

それぞれの条文につきましては、天塩町農地移動適正化あっせん基準（案）は 39 ページから 41 ページ、今回は改正がありませんが、天塩町農地移動適正化あっせん特別基準は参考のため 43 ページ、天塩町農地移動適正化あっせん基準細則（案）は 44 ページから 55 ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、この改正案が決定されますと、北海道の方に認定申請することとなり、北海道の認定を受けて運用することとなります。

よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議 長
全 員
議 長

ただいま、事務局より説明のありました「天塩町農地移動適正化あっせん基準の改正について」質疑を行います。

質問なし。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 4 号「農業委員会委員の辞任の同意について」を議題といたします。本件は、菊地委員の案件がありますので、農業委員会法第 24 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、退席を求めます。

(菊地委員が退席)

議 長
事務局

事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 4 号「農業委員会委員の辞任の同意について」をご説明申し上げます。

議案 57 ページを御覧ください。5 月 7 日、2 番菊地 敏委員から、農業委員会に対しまして、辞職願の提出がございました。農業委員会等に関する法律第 16 条には、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

委員の辞任の要件といたしましては、正当な理由があることと、農業委員会の同意が必要とされております。

辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきであり、また、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち、辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うとされておりますことから、今回議案として上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、天塩町議会議長に就任したため、ということでございますが、正当な理由に該当するものと考えられます。

なお、菊地委員は議会推薦による選任委員でございますが、辞任が同意された場合の委員補充につきましては、農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号に規定されております、選任しなければならない委員ですので、議会より新たな委員を推薦していただき、来月の農業委員会総会にて選任することになります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑無し。

異議なしと認めます。よって本件は同意することといたします。菊地委員はお戻りください。

(菊地委員が入室)

議 長
菊地委員

それでは、辞任されます菊地委員より、ご挨拶を頂きましたと思います。

みなさんありがとうございます。農業委員はやる度に、今回で 2 期目でしたのですが、皆さんと同じ波長を感じて、私も農業出身なものですから、天塩町の農業、基幹産業としてしっかりやっていかなければならぬと思っております。これから農業委員会もですね、今まで感じているんですけど、もうちょっと声を発信せいでいただければなという風に思うんですよね。花嫁対策にしても、農業ビジョン、今橋田課長が一生懸命やってくれているんですけど、委員会としても、もっと発言していただいて、やっぱり農業とはどうあるべきか、酪農もあり、畜産もあり、畑作もありという状況の中で、農業委員会として、町に、そして議会に、どんどんペーパーをお願いすると、言うことでやって頂ければ理事者にしても、議会にしても動きやすいのかなと。

まず、役人と言うのは活字には弱くて、判子が押してあると、真剣になって取り組むという体質なんです。ですから、口で言うのも大事なんですけど、文書ですね、ぜひこういうことをと要望書を出していただきたいなと思います。それに対しては、真剣になって議論しながら考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。本当にありがとうございました。

議 長

今まで、本当に長い間ありがとうございました。これから議会の議長と言うことで、ますますご活躍されることと思います。また天塩町の農業発展のためにご協力いただけますことをお願いいたしまして、簡単ですけど本当にありがとうございました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なしで。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成 27 年度第 2 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 27 年 5 月 28 日

署名委員

(5 番) 山 本 俊 栄 ㊟

(6 番) 吉 田 謙 司 ㊟